

## 陳 情 文 書 表

令 5 陳 情 第 2 号	令 和 5 年 2 月 7 日 受 理
件 名	透析患者の通院への助成に関する陳情
陳 情 者	横浜市神奈川区台町7-2 ハイッ横浜403号 特定非営利活動法人 神奈川県腎友会 会長 府録 譲治
陳 情 の 要 旨	
<p>透析患者は、透析のため週3回の通院を必要としますが、高齢化や合併症により自己移動が困難な透析患者が増えています。家族の送迎も大きな負担となっており、また、無償での送迎を実施している病院・透析施設も、自己移動困難者で特に車椅子利用となると、病院・透析施設では福祉車両が少なく、職員による送迎対応も困難となってきています。</p> <p>週3回の透析通院には、タクシーや自家用車が欠かせず、最も割合が高い年齢層が70～74歳（2020年12月末・一般社団法人日本透析医学会調査）である透析患者は年金で暮らす者が多く、命をつなぐための透析通院に係る費用は家計を圧迫します。</p> <p>秦野市におかれましては、週3回の透析通院に必要なタクシー代やガソリン代を助成していただきますよう、お願い申し上げます。</p> <p>陳情事項 透析患者の通院に係る費用に助成をすること。</p>	